

接続約款変更届出書

平成29年7月25日

総務大臣 殿

郵便番号 105-7317

住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

氏 名 ソフトバンク株式会社

代表取締役社長 兼 CEO 宮内

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第72号

連絡先 渉外本部 約款・サービス部
(電話番号)

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	平成 29 年 8 月 1 日
------	-----------------

接続約款新旧対照表

別紙

新	旧																
<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社網(Y)～3G 通信サービス</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>4G 通信サービス</td> <td>当社の 4G 通信サービス契約約款及びワイモバイル契約約款(EMOBILE 通信サービス契約約款(電話・データ通信編)<u>及び</u>EMOBILE 通信サービス契約約款(データ通信編)を除きます。)に基づいて提供する電気通信サービス(通信方式は AXGP 方式を除きます。)</td> </tr> <tr> <td>MVNO サービス～3G チップ</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3章 協定の締結手続き等 第9節 試験の実施 (移動無線装置に係る確認試験の実施) 第37条の2 (略)</p> <p>2 <u>当社及び接続申込者は、第1項の確認試験の結果、移動無線装置の正常性等を確認できなかった場合には、相互に協力してその原因究明にあたることとし、</u></p>	用 語	用 語 の 意 味	当社網(Y)～3G 通信サービス	(略)	4G 通信サービス	当社の 4G 通信サービス契約約款及びワイモバイル契約約款(EMOBILE 通信サービス契約約款(電話・データ通信編) <u>及び</u> EMOBILE 通信サービス契約約款(データ通信編)を除きます。)に基づいて提供する電気通信サービス(通信方式は AXGP 方式を除きます。)	MVNO サービス～3G チップ	(略)	<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社網(Y)～3G 通信サービス</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>4G 通信サービス</td> <td>当社の 4G 通信サービス契約約款及びワイモバイル契約約款(EMOBILE 通信サービス契約約款(電話・データ通信編)、<u>EMOBILE 通信サービス契約約款(データ通信編)及び EMOBILE 前払い方式通信サービス契約約款</u>を除きます。)に基づいて提供する電気通信サービス(通信方式は AXGP 方式を除きます。)</td> </tr> <tr> <td>MVNO サービス～3G チップ</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3章 協定の締結手続き等 第9節 試験の実施 (移動無線装置に係る確認試験の実施) 第37条の2 (略)</p> <p>2 前項の確認試験の結果、当社又は接続申込者が移動無線装置の正常性等を確認できないと判断した場合は、その正常性等が確認されるまでの間、当社は接</p>	用 語	用 語 の 意 味	当社網(Y)～3G 通信サービス	(略)	4G 通信サービス	当社の 4G 通信サービス契約約款及びワイモバイル契約約款(EMOBILE 通信サービス契約約款(電話・データ通信編)、 <u>EMOBILE 通信サービス契約約款(データ通信編)及び EMOBILE 前払い方式通信サービス契約約款</u> を除きます。)に基づいて提供する電気通信サービス(通信方式は AXGP 方式を除きます。)	MVNO サービス～3G チップ	(略)
用 語	用 語 の 意 味																
当社網(Y)～3G 通信サービス	(略)																
4G 通信サービス	当社の 4G 通信サービス契約約款及びワイモバイル契約約款(EMOBILE 通信サービス契約約款(電話・データ通信編) <u>及び</u> EMOBILE 通信サービス契約約款(データ通信編)を除きます。)に基づいて提供する電気通信サービス(通信方式は AXGP 方式を除きます。)																
MVNO サービス～3G チップ	(略)																
用 語	用 語 の 意 味																
当社網(Y)～3G 通信サービス	(略)																
4G 通信サービス	当社の 4G 通信サービス契約約款及びワイモバイル契約約款(EMOBILE 通信サービス契約約款(電話・データ通信編)、 <u>EMOBILE 通信サービス契約約款(データ通信編)及び EMOBILE 前払い方式通信サービス契約約款</u> を除きます。)に基づいて提供する電気通信サービス(通信方式は AXGP 方式を除きます。)																
MVNO サービス～3G チップ	(略)																

当社の電気通信役務の提供に支障が生じる場合には、その支障の解消が確認できるまでの間、当社は当該移動無線装置と当社の無線基地局設備との間に設定される電気通信回線の通信を一時的に停止することができるものとします。

3 当社は、接続申込者が自らの契約者に使用を許容する移動無線装置に係る一切の不具合について、責任を負いません。

4 接続申込者は、第 1 項に規定する確認試験を実施する場合は、当社と、その試験の工程、内容及び費用並びにその他の個別事項を含む契約を締結することを要します。

附則

(略)

附 則 (平成 29 年 7 月 25 日 MKS1707190003010001)

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 8 月 1 日から実施します。

続しないことがあります。

3 当社及び接続申込者は、第 1 項の確認試験の結果、移動無線装置の正常性等を確認できなかった場合には、相互に協力してその原因究明にあたることとします。

4 当社は、接続申込者が自らの契約者に使用を許容する移動無線装置に係る一切の不具合について、責任を負いません。

5 接続申込者は、第 1 項に規定する確認試験を実施する場合は、当社と、その試験の工程、内容及び費用並びにその他の個別事項を含む契約を締結することを要します。

附則

(略)